

令和 5 年度  
北区内部統制評価報告書

東京都北区長 山田加奈子は、地方自治法第 150 条第 4 項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

## 1 内部統制の整備及び運用に関する事項

北区では、令和 2 年 4 月 1 日に「北区内部統制基本方針」を策定しました。運用の見直しや社会情勢の変化に対応するため、令和 4 年 4 月 1 日に全庁対応リスクを再編するなど、基本方針を改定し、内部統制最高責任者である本職の責任の下、財務に関する事務及びその他の事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。

このため、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを個別に防止し、又は当該リスクの顕在化を適時、完全に発見することができない可能性を内包しています。

引き続き、この可能性の最小化を目指し、適宜内部統制の取組の見直しを図り、適切な対応策を講じていきます。

## 2 評価手続

北区においては、令和 5 年度を評価対象期間とし、令和 6 年 3 月 31 日を評価基準日として、北区内部統制基本方針 1 に規定する財務に関する事務及びその他の事務についての内部統制の評価を実施しました。

## 3 評価結果

上記の評価作業を実施した結果、運用上の重大な不備を把握したため、北区の内部統制は評価対象期間中において、財務事務の執行管理については、一部有効に運用されていないと判断しました。

当該不備を除く内部統制は、評価基準日において有効に整備され、評価対象期間において有効に運用されていると判断しました。

## 4 不備の是正に関する事項

上記 3 の運用上の重大な不備は、障害福祉課において、北区心身障害者福祉手当の認定の手続きに誤りがある事案が把握されました。当該不備については、プレスリリースで公表するとともに、区議会へ報告を行いました。また、当該不備については、再発防止策を講じており、評価基準日において是正されていることを確認するとともに、全庁への周知徹底を図ります。



6北監第1337号  
令和6年8月23日

東京都北区長  
山田 加奈子 殿

東京都北区監査委員  
同  
同  
同

佐藤 明 充  
西村 泰 信  
ふるた しのぶ  
石川 さえた



令和5年度 北区内部統制評価報告書審査の結果について

地方自治法第150条第5項の規定に基づき、令和5年度内部統制評価報告を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見を付します。



# 令和5年度 北区内部統制評価報告書 審査意見書

## 1 審査の対象

令和5年度 北区内部統制評価報告書（以下「評価報告書」という。）

## 2 審査の期間

令和6年7月24日から8月22日まで

## 3 審査の着眼点

監査委員による審査は、評価報告書について、北区長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について、重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか、といった観点から検討を行い審査した。

## 4 審査の方法

評価報告書について、北区長及び内部統制評価部局から報告を受け、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めたうえで、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

## 5 審査の結果

審査に付された評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続に係る事項は適正に作成されており、評価結果に係る記載も相当であると認められた。

## 6 意見

今後の内部統制の充実に資するため、下記のとおり意見を付する。

北区では、心身障害者福祉手当について、受給資格の認定を誤り、過少支給や未支給となっているケースがあることが判明した。これらについては、既に和解済みである。

しかしながら、このような事案は、区民の区政に対する信頼を大きく損なうおそれがあり、未然に防止できるような取組や仕組みがあることが望ましい。不適切事案のうち、重大な不備にあたと判断されたこの件について、制度の整備・運用に万全を期し、再発防止を徹底されたい。